

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和51年8月は11万8,000円、同年10月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月22日から54年2月21日まで
② 昭和54年4月1日から62年11月27日まで

A社（現在は、B社）及びC社の各事業所が、社会保険事務所（当時）に届け出た算定基礎届の金額が、実際に支給されていた給与額と相違している。参考資料として、当時のA社の給与明細書の写し及びC社の稼働日誌の写しを提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和51年8月及び同年10月の申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、同年8月は11万8,000円、同年10月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当時の関係資料が無く不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和50年9月から51年7月までの期間、同年9月及び同年11月から54年1月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、当該期間の報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、申立人は、「C社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、実際の支給額と相違している。」と申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間に係る賃金台帳及び社会保険関係届書等の関連資料は、保存期限の経過により書類が残っていない。」と回答していることから、申立期間②における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人から提出された申立期間②に係る総支給額が記載されたメモによる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額については確認できない。

さらに、連絡の取れた元同僚は、「当該事業所は、総支給額と異なる金額で届け出ていたと思うが、具体的なことは分からない。社会保険事務所に届け出された標準報酬月額に基づいて、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

加えて、申立期間②における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、標準報酬月額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和47年8月20日）及び資格取得日（同年10月5日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から同年6月21日まで
② 昭和47年8月20日から同年10月5日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した昭和47年4月から同年6月21日までの期間及び同年8月20日から同年10月5日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることが判明した。申立期間①及び②は、同社に継続して勤務しており、業務内容等に変化は無く、事業所から厚生年金保険を打ち切ると言われていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る被保険者原票によると、申立人は、当該事業所において昭和47年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月20日に資格を喪失後、同年10月5日に再度資格を取得しており、同年8月及び同年9月の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社では、「当社設立から40年以上の間に店舗及び事務所の移転を3度4度と行ったので、参考となる資料は無いが、申立人は確かに申立期間②は当社に勤務していた。」と回答していることから、申立人が当該期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認

められる。

また、B社は、「継続して勤務していた場合は、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している上、A社の被保険者原票を確認したところ、申立期間②において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員（事業主を除く）は6人おり、このうち連絡先が確認できた4人のうち3人は、「申立人は申立期間②に勤務していた。申立人は販売員であり、申立期間②の前後で勤務状況や仕事の内容に変わりはなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人は確かに申立期間②において当社に勤務していたことに間違いは無いが、保険料の納付については関係資料が無い。」と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、元同僚の証言から、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことはいかがわれる。

しかしながら、事業主は、前記のとおり、当時の関係資料が無く、厚生年金保険料の控除については分からないとしている上、「3か月は、臨時雇用であった。」と回答している。

また、被保険者原票により連絡の取れた7人の元従業員のうち、3人は、「試用期間は、3か月であった。」と証言しているほか、4人は、「勤務した時期と厚生年金保険の加入記録が一致していない。厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年3月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から62年3月まで
② 昭和62年7月から平成元年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、日本年金機構から納付事実が確認できない旨回答があった。

私の申立期間の国民年金保険料については、母が町内の納税組合で納付していたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、母が行っていた。」と主張しているところ、申立人の保険料を納付していたとする母親は、「息子の保険料は、A納税組合に納めていた。町役場、銀行、郵便局等で遅れて納めたり、免除申請した記憶はない。」と供述しているものの、オンライン記録では、平成2年4月から4年3月までの保険料は過年度納付、元年4月から2年3月までの保険料は平成11年度に追納していることが確認できることから、母親の供述とは符合しない。

また、A納税組合で保管している昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料徴収簿及び平成元年度国民年金徴収整理簿を確認したが、申立人の氏名が無いことから、申立人は、申立期間①及び②において、A納税組合に加入していなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、B町（現在は、C町）から他市町村に住所変更を行っていないことが住民票により確認できることから、申立人に対し、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月から57年2月まで

私は、昭和55年12月に会社を退職して、A県B市からC県D市に住所変更した際に、D市役所窓口で国民健康保険証はもらったが、「国民年金については、後日、納付書を送付する。」と言われた記憶があるところ、妻の国民年金加入記録はあるものの、私の加入記録が無い。

また、申立期間に係る私の国民年金保険料については、当時、E町(現在は、F町)役場で臨時職員として勤務していた妻が納付したと思っていたが、年金事務所から申立期間の保険料納付が確認できないと回答があったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「昭和55年12月に会社を退職後、D市役所で住所変更した際に、国民健康保険証はもらったが、『国民年金については、後日、納付書を送付する。』と言われた記憶がある。」と主張しているが、具体的な加入手続に関する記憶が曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人の名前は見当たらない上、オンライン記録では、申立人には基礎年金番号(厚生年金保険被保険者証の記号番号と同じ)が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「妻の国民年金加入記録はあるものの、私の加入記録が無い。」と主張しているが、申立人の妻については、申立人と婚姻前

の昭和 53 年 4 月 5 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年 3 月 11 日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間に係る私の国民年金保険料は、当時、E 町役場で臨時職員として勤務していた妻が納付したと思う。」と主張しているものの、申立人の妻は、「夫の国民年金保険料の納付については、具体的な記憶が無いので分からない。」と証言している。

このほか、申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月頃から同年 11 月頃まで
② 昭和 56 年 4 月頃から同年 11 月頃まで
③ 昭和 57 年 4 月頃から同年 11 月頃まで

A社に昭和 52 年から 62 年まで、毎年 4 月頃から 11 月頃まで勤務していた。同社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間に係る加入記録が無かったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の証言から、申立人が昭和 55 年 4 月 16 日から同年 11 月 25 日までの期間、56 年 4 月 6 日から同年 11 月 25 日までの期間及び 57 年 4 月 11 日から同年 11 月 24 日までの期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「賃金台帳等の関係資料は既に廃棄されているため、厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除については不明であるものの、当社作成の健康保険証番号台帳を確認したが、申立期間の全てにおいて、申立人の名前は確認できなかった。」と回答しているところ、当該事業所が作成した健康保険証番号台帳の記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

また、申立期間①、②及び③当時の当該事業所の経理担当者は、「申立期間の全てにおいて、当社作成の健康保険証番号台帳に申立人の名前が無いことから、社会保険事務所（当時）に対し、当該期間の申立人に係る厚生年金保険資格取得届及び喪失届は提出しておらず、厚生年金保険に加入していない従業員から厚生年金保険料を控除することはない。」と供述してい

る。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚3人のうち二人（一人は申立人と同職種）は、「当該事業所では、厚生年金保険への加入については、希望した人が加入していた。」と供述している上、当該二人は、申立期間において勤務した当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できるものの、厚生年金保険の加入記録は確認できないことを踏まえると、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間の全てにおいて、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月頃から 29 年 3 月頃まで

昭和 28 年 4 月頃から 29 年 3 月頃まで、A 社（現在は、B 社）に勤務した。同社は C 製品を取り扱っており、住み込みで働いた。近くには、銀行や D 城があった。厚生年金保険の加入記録を調べたが、申立期間に係る同社での加入記録が無かったため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の所在場所、周辺地域の地理的状況及び事業主に関する申立人の具体的な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所は、昭和 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、現在の事業主は、「申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡している上、関連資料が無く、また、申立期間当時のことを知る者もおらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかは不明であるが、当社は、昭和 31 年 12 月 1 日から社会保険の適用事業所となっており、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、昭和 31 年 12 月 1 日から当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員 6 人のうち、連絡の取れた一人は、「私は、25 年 4 月頃から 39 年頃まで、A 社に勤務した。同社での厚生年金保険の取扱いについては、覚えていない。」と供述している上、申立人が名前を挙げた元同僚 4 人は、当該事業所において厚生年金保

険の加入記録が無く、連絡先も不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。